

(第10号議案)

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 区長</td> <td>児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>地方税関係情報（法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（同項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者関係情報（<u>同表10の項</u>に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (略)</p>	執行機関	事務	特定個人情報	1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報（法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（同項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者関係情報（ <u>同表10の項</u> に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの	(略)			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 区長</td> <td>児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>地方税関係情報（法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（同項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者関係情報（<u>同表16の項</u>に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (略)</p>	執行機関	事務	特定個人情報	1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報（法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（同項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者関係情報（ <u>同表16の項</u> に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの	(略)		
執行機関	事務	特定個人情報																	
1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報（法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（同項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者関係情報（ <u>同表10の項</u> に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの																	
(略)																			
執行機関	事務	特定個人情報																	
1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報（法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（同項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者関係情報（ <u>同表16の項</u> に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの																	
(略)																			

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。